

知立市立知立西小学校 いじめ防止基本方針

平成25年11月

令和2年4月6日 最終改訂

学校いじめ防止基本方針

知立市立知立西小学校

1 いじめ防止に対する基本理念

- ・大人一人一人が「いじめは絶対許されない」「いじめは卑劣な行為である」「いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こりうる」との意識をもち、それぞれの役割と責任を自覚しなければならない。
- ・全ての児童が安心して学校生活を送り、さまざまな活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるように、全職員で取り組む。
- ・「いじめは、いじめた方が悪い」という認識に立ち、どんな理由があれいじめることは許されないことを徹底する。
- ・「いじめを見て何もしないことは、いじめをしていると同じである」という共通理解のもと児童を取り巻く健全な環境づくりを推進する。

2 いじめ防止対策のための組織と指導体制

(1) 組織設置の目的

「いじめの早期発見」、「いじめ防止」、「いじめへの対処」を行うために、いじめ・不登校対策委員会を設置する。校長を中心に全職員の協力体制を確立し、市教委をはじめ関係諸機関と連携し、いじめ対策を推進する。

(2) 組織構成員について

校長、教頭、教務主任、校務主任、学年主任、生徒指導主事、保健主事、養護教諭で組織し、関係する職員及び学級担任、SC、心の相談員、学校評議員（人権擁護委員）、愛知県刈谷児童相談センターと連携して行う。

(3) 組織の役割

- ・具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正
- ・いじめの相談や通報の窓口
- ・いじめの情報や児童の問題行動等に係る情報の収集や記録、情報の共有化
- ・いじめに関する情報があったときは、緊急のいじめ・不登校対策委員会を開設
- ・いじめの情報の迅速な共有と、関係のある児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制や対応の方針を決定
- ・関係保護者との連携や対応の組織的な推進
- ・いじめの取り組みの検証や計画の見直しを、PDCAサイクルで検証

(4) 学校におけるいじめの防止等に関する措置

① 「いじめの防止」(未然防止)

- ・わかる授業の実践
- ・授業でのコミュニケーション能力の育成
- ・児童一人一人が存在感を感じる魅力ある学級・学校づくり
- ・心の居場所づくり
- ・「心の相談員」「スクールカウンセラー」の活用
- ・あいさつをはじめとする基本的な生活習慣の指導
- ・落ち着いた環境づくり
- ・事例研究会や学習会の実施
- ・家庭・地域（太陽サポート見守り隊など）との連携

② 「早期発見」

- ・年間2回のなやみアンケート調査と教育相談の実施
- ・学級担任及び関係職員による児童の日常の行動（小さな変化）等の観察
- ・児童の欠席・遅刻・早退等の把握と情報交換
- ・保護者との連絡帳や電話、直接対話による情報交換
- ・個人懇談会や家庭訪問の機会の活用

③ 「いじめに対する措置」（早期対応）

- ・いじめの発見、通報を受けた場合、いじめ・不登校対策委員会を直ちに設置
- ・いじめを受けた児童の安全確保
- ・いじめを受けた児童といじめに関わった児童からの事情聴取、事実の確認
- ・いじめの情報を共有した上での組織的な対応・指導
- ・知立市教育委員会への報告・相談
- ・いじめられた児童の保護者への連絡・相談・支援・助言
- ・いじめた児童の保護者への連絡・相談・支援・助言
- ・必要に応じた関係機関との連携
- ・いじめられた児童、または、その保護者への支援
- ・職員会での情報の共有

(5) ネットいじめへの対応

- ・情報モラル教育の推進
- ・情報モラルの教員研修でネットいじめの現状等についての学習会の実施
- ・保護者へのネットいじめ防止の啓発
- ・特に「ライン」についてのいじめ防止のため、児童や保護者からの情報収集
- ・重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに知立市教育委員会、所轄警察署や外部専門機関等へ通報し、援助の要請

3 重大事態への対処について

【重大事態】

- ・児童の生命、心身または財産に重大な被害を生じた疑いがあると認める場合
- ・いじめにより学校に在籍する児童が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められる場合

【重大事態への対処】

- ・知立市教育委員会への速やかな報告・連携
- ・知立市教育委員会と協議の上、対処のための組織の設置
- ・明確な事実関係把握のための調査
- ・いじめを受けた児童及び保護者、いじめに関わった児童と保護者に対する必要な情報の提供、相談、助言
- ・所轄警察署や外部専門機関等への通報と援助の要請
- ・児童や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援

4 学校の取組に対する検証・見直し

- (1) 学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組については、PDCAサイクル（PLAN→DO→CHECK→ACTION）で見直し、実効性のある取組となるよう、努める。
- (2) いじめに関する項目を盛り込んだ教職員による取組評価及び保護者への学校評価アンケートを実施し、いじめ・不登校対策委員会でいじめに関する取組の検証を行う。

